

平成15年4月から支援費制度が始まります。

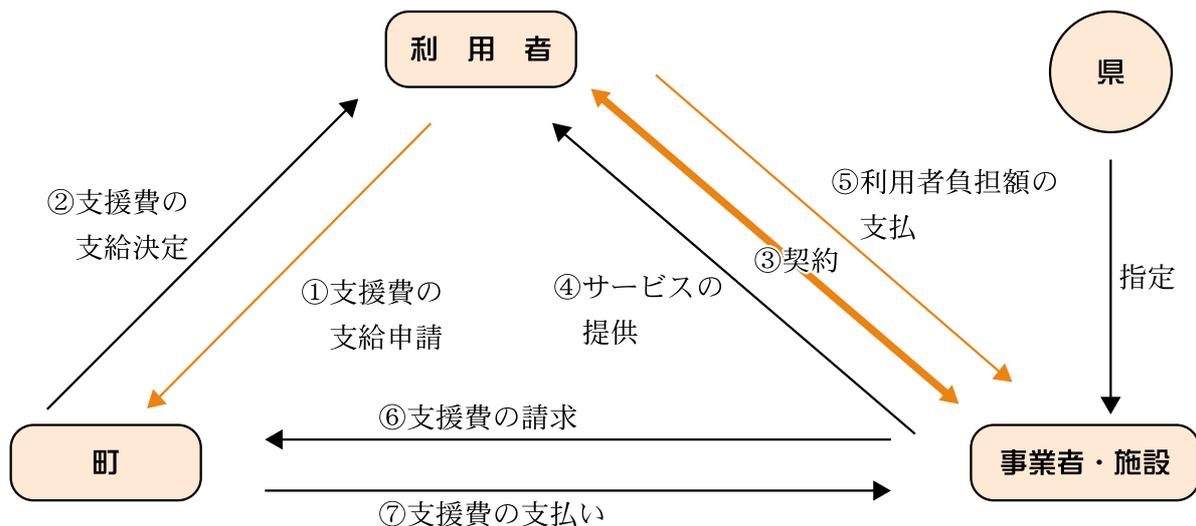
～障害者福祉サービスの利用の方法が変わります～

支援費制度とは

今までの措置制度では、町が利用者にサービスを提供し、内容を決定していましたが、支援費制度では、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者などとの対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用します。

障害者福祉サービスの仕組み

- ①利用者は、支援費の支給を希望するときは、町（福祉課）に相談し、申請します。
- ②町は、支給が適当と認めたときは、支給の内容量などを決定し、受給者証を交付します。
- ③利用者は、県の指定を受けた事業者又は施設と契約を結びます。
- ④利用者は、受給者証を事業者又は施設に提示し、契約に基づきサービスを利用します。
- ⑤利用者は、利用したサービスの内容に応じて、利用者負担額を事業者に支払います。
- ⑥事業者・施設は、町に支援費を請求します。
- ⑦町は、事業者又は施設に支援費を支払います。



支援費制度の対象となるサービス

	身体障害者	知的障害者	障害児
在宅サービス	身体障害者居宅介護等 〳 デイサービス 〳 短期入所	知的障害者居宅介護等 〳 デイサービス 〳 短期入所 〳 地域生活援助	児童居宅介護等 〳 デイサービス 〳 短期入所
	施設サービス	知的障害者	
	身体障害者 身体障害者更生施設支援 〳 療護施設支援 〳 授産施設支援	知的障害者 知的障害者更生施設支援 〳 授産施設支援 〳 通勤寮支援 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設	

(注) 「支援費制度」の対象とならないサービスは、従来どおりの手続となります。

「支援費制度」の対象となるサービスを平成15年4月1日から受けようとする方は、今年度中に支援費の支給申請を行い、支給決定を受けておく必要があります。

◎身体障害者手帳1、2、3級所持者、療育手帳A、B所持者には、手続などの詳細について別途通知する予定です。

問い合わせ
 役場福祉課障害福祉係
 ☎985-4155